

三島市若年がん患者^{にんようせい}妊孕性温存治療支援事業のご案内

三島市では、将来子どもを産み育てることを望む小児、思春期・若年世代（AYA世代）のがん患者さんが、がん治療開始前に生殖機能を温存することで、将来に希望をもってがん治療に取り組むことができるよう、妊孕性温存治療に要した費用を一部補助する事業を実施します。

【妊孕性^{にんようせい}温存治療とは？】

生殖機能に影響を与える恐れ（妊娠ができなくなる等）のあるがん治療を始める前に、卵巣、卵子、精子、胚（受精卵）を凍結保存することで、将来子どもを授かる可能性を残すことができる治療のことです。

- がん治療を最優先に行う必要があるため、実施できない患者さんもいます。
- 妊孕性温存治療はがん治療後の妊娠を保証するものではありません。
- がん治療を開始する前に主治医から十分に説明を受け、納得した上で、妊孕性温存治療を行ってください。

ただし・・・

1 対象になる方（以下の要件を全て満たす方）

- ① がんと診断された日から、妊孕性温存治療の開始日までの間、三島市に住民登録のある方
- ② がん治療により生殖機能が低下する、又は失う恐れがあると医師に診断された方
- ③ 妊孕性温存治療開始日における年齢が40歳未満の方
- ④ 静岡県特定不妊治療費助成事業に基づく助成を本事業の治療開始日において受けていない方
- ⑤ 三島市不妊・不育症治療費補助事業に基づく助成を本事業の治療開始日において受けていない方
- ⑥ 県内市町及び県外の地方公共団体が実施する、「若年がん患者妊孕性温存治療支援事業」に基づく補助を過去及び現在において受けていない方
- ⑦ 次の表の医療機関において妊孕性温存治療を受けた方

妊孕性温存治療の内容	医療機関
精子の採取凍結	がん治療の担当医師又は温存治療の担当医師から紹介を受けた医療機関
卵子、卵巣組織の採取凍結又は卵子の採取、胚（受精卵）の凍結	静岡県特定不妊治療費補助事業実施要領（平成16年4月1日子家第170号静岡県健康福祉部長通知）第1（2）及び別表の「特定不妊治療費補助事業における医療機関の指定基準」の規定により指定され、公益財団法人日本産婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）及び卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成28年6月改定）に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関

2 補助対象の治療内容

- 精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結ならびに胚（受精卵）の凍結に要する費用。（初回の保存に要する費用を含む）保険適用外となる費用が対象です。
- 入院費、入院時の食事代等、治療に直接関係のない費用や凍結保存の維持（2回目以降）に係る費用は対象外です。
- 医師の判断で妊孕性温存治療を中止した場合、それまでに要した費用は対象となりますが、1回を限度として補助をします。
- 2020年4月1日以降に開始された妊孕性温存治療が対象となります。

3 申請に必要な書類 ※事前にお問合わせの上、直接窓口にご持参ください

※申請に対象者本人以外の方（家族等）が来所の場合、必ず委任状を持参して下さい。

（ホームページからダウンロード、または三島市立保健センター（健康づくり課）で様式等をお渡しします。）

- 三島市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請書（第1号様式）
- 三島市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する証明書
 - *① がん治療実施医療機関用（第4号様式）
 - *② 妊孕性温存治療実施医療機関用（第4号様式）
- 納税証明書または非課税証明書（※注）
- 補助対象となる治療費の領収書（原本）
- 通帳の写し（振り込みを希望する金融機関のもの）
- 印鑑（スタンプ式でないもの）

（※注）

★窓口に来所する方（申請者）が、補助対象者本人でない場合・・・

- ① 補助対象者が非課税（20歳未満含む）、窓口来所者（申請者）が課税の場合、窓口来所者（申請者）の納税証明書を提出。
- ② 双方が課税、非課税の場合、補助対象者の納税または非課税証明書を提出。

★窓口に来所する方（申請者）が、補助対象者本人の場合→本人の納税または非課税証明書を提出。

4 補助の上限額

以下の金額を上限に対象の方1人につき1回補助します。

妊孕性温存治療の内容	補助上限額
精子の採取凍結	2万円
卵子、卵巣組織の採取凍結 又は卵子の採取、胚（受精卵）の凍結	40万円

5 申請先及びお問合わせ先

〒411-0832 三島市南二日町8番35号（三島市立保健センター）

三島市健康づくり課 成人保健係

電話：055-981-4563 FAX：055-976-8896

メール：kenkou@city.mishima.shizuoka.jp